

社会福祉法人現況報告書

平成 27 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市										
法人名	賛成福祉会	主たる事務所の所在地	〒 010 - 1106 秋田市太平山谷字中山谷227番地2		電話番号	018 - 838 - 3700		FAX番号	018 - 838 - 3330		
ホームページアドレス	http://www.sanfuku.or.jp		メールアドレス	webmaster@sanfuku.or.jp		設立認可年月日	平成9年7月28日		設立登記年月日	平成9年7月29日	
代表者	氏名	年齢	住所		職業	就任年月日					
	鈴木嘉重	公表	70	非公表		太平地区振興協議会会長	平成17年9月2日				

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種							
	第二種							
老人福祉	第一種	特別養護老人ホーム	公表	秋田市広面字宮田32番地1	平成26年6月1日	29	○	○
	第二種							
障害者福祉	第一種							
	第二種							
その他	第一種							
	第二種	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業	公表	秋田市太平山谷字中山谷227番地2	平成10年7月1日	100		

	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
公益事業	12	山盛苑指定居宅介護支援事業所	秋田市太平山谷字中山谷227番地2	平成12年4月1日	
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
収益事業	1	地域密着型特別養護老人ホーム うぐいす城東	秋田市広面字宮田32番地1	平成26年6月1日	
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
その他の事業					
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()					

Ⅲ 組織

定員		現員															
13		13															
役職	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数	
				親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他		理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし		
理事長	鈴木嘉重	太平地区振興協議会会長	平成25年7月29日～平成27年7月28日	○							○		○				3/3
理事	宮下正弘	医師	平成27年4月1日～平成27年7月28日							○			○				0/3
理事	小野寺平紀	秋田市河辺地域審議会	平成25年7月29日～平成27年7月28日	○							○				○		3/3
理事	永井幸弥	太平地区社会福祉協議会幹事	平成25年7月29日～平成27年7月28日								○				○		3/3
理事	川邊勘太郎	株式会社東徳 代表取締役	平成25年7月29日～平成27年7月28日								○				○		3/3
理事	鈴木岩夫	中山谷町内会長	平成25年7月29日～平成27年7月28日								○				○		3/3
理事	高橋秀敏	株式会社マルイシフーズ	平成25年7月29日～平成27年7月28日								○				○		3/3
理事	辻永武美	総務省行政相談員	平成25年7月29日～平成27年7月28日				○								○		3/3
理事	利部潤一	有限会社カミウチサービス秋田	平成25年7月29日～平成27年7月28日								○				○		2/3
理事	高橋喜悦	あさひ自動車株式会社	平成25年7月29日～平成27年7月28日								○				○		3/3
理事	保坂 茂	介護老人保健施設山盛苑 看護介護部長	平成25年7月29日～平成27年7月28日								○				○		1/3
理事	鈴木嘉彦	有限会社土曜アソシエイト 代表取締役	平成25年7月29日～平成27年7月28日	○							○				○		3/3
理事	加賀屋陽二	社会福祉法人賛成福祉会 事務局長	平成25年7月29日～平成27年7月28日								○			○			3/3
定員		現員															
2		2															
氏名	職業	任期	資格							施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数				
			財務諸表等を監査し得る者				社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他		支給あり	支給なし					
公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他										○			3/3	
鈴木鉄男	五幸設備工業株式会社	平成25年7月29日～平成27年7月29日								○			○			3/3	
村松功英	太平山源正寺住職	平成25年7月29日～平成27年7月29日								○			○			2/3	

氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議会への出席回数
			親族	他の社会福祉法人の役員	その他		社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表	その他				
鈴木嘉重	太平地区振興協議会会長	平成25年7月29日～平成27年7月28日	○			○			○					○		3/3
宮下正弘	医師	平成27年4月1日～平成27年7月28日								○				○		0/3
小野寺平紀	秋田市河辺地域審議会	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○		○		3/3
永井幸弥	太平地区社会福祉協議会幹事	平成25年7月29日～平成27年7月28日								○				○		3/3
川邊勘太郎	株式会社東徳 代表取締役	平成25年7月29日～平成27年7月28日	○			○								○		3/3
鈴木岩夫	中山谷町内会長	平成25年7月29日～平成27年7月28日								○				○		3/3
高橋秀敏	株式会社マルインフーズ	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○		○		3/3
辻永武美	総務省行政相談員	平成25年7月29日～平成27年7月28日					○							○		3/3
利部潤一	有限会社カミウチサービス秋田	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○		○		2/3
高橋喜悦	あさひ自動車株式会社	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○		○		3/3
保坂 茂	介護老人保健施設山盛苑 看護介護部長	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○		○	○	1/3
鈴木嘉彦	有限会社太平アソシエツト カフェテリアの事務取締役	平成25年7月29日～平成27年7月28日	○			○		○						○		3/3
加賀屋陽二	社会福祉法人賛成福祉会 事務局長	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○		○	○	3/3
佐々木勲	ファミリークラブ佐々木 代表取締役	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				2/3
嵯峨銀之助	寺中町内会長	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				3/3
渡辺多恵子	無職	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				3/3
渡邊セツ子	有限会社秋田ハイロツ事務所	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				2/3
鈴木信也	株式会社新樹 代表取締役	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				2/3
辰 正祥	東日本整備株式会社秋田支店	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				3/3
鈴木公顕	有限会社鈴木住建 代表取締役	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				3/3
佐藤嘉一	ケアセンターきらら施設長	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				2/3
川邊英勝	広面町内会長	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				2/3
嵯峨 均	野田町内会長	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				3/3
佐々木チヲ	民生児童委員	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				3/3
佐藤あつ子	岩見三内婦人会副会長	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				3/3
谷口 均	地域密着型特別養護老人ホームうぐいす城東 施設長	平成25年7月29日～平成27年7月28日										○				3/3
施設長	施設名	氏名	就任年月日			法令等に定める資格の有無										
	介護老人保健施設 山盛苑	宮下正弘	平成27年4月1日			有										
	地域密着型特別養護老人ホーム うぐいす城東	谷口 均	平成26年6月1日			有										

職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤		
		換算数		換算数		
法人本部	1					
施設	76		5	3.2		
理事会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項	
	平成26年5月26日	13名		有	平成25年度事業報告について、平成25年度決算報告について、平成25年度監事監査報告について、基本財産の担保提供について	
	平成27年2月27日	10名	2名	有	施設長の退任(任免)について、新施設長の就任予定について	
	平成27年3月27日	11名		有	平成26年度補正予算案について、平成27年度事業計画案について、平成27年度予算案について、評議員の選任、退任に関する同意について、介護老人保健施設山盛苑施設長の選任について、評議員の退任について	
評議員会	開催年月日	出席者数	監事出席の有無	決議事項		
	平成26年5月26日	25名	有	平成25年度事業報告について、平成25年度決算報告について、平成25年度監事監査報告について、基本財産の担保提供について		
	平成27年2月27日	22名	有	施設長の退任(任免)について、新施設長の就任予定について		
	平成27年3月27日	22名	有	平成26年度補正予算案について、平成27年度事業計画案について、平成27年度予算案について、理事の選任について		
監事監査	監査年月日	監査者		監査報告の有無	指摘事項	改善事項
	平成27年5月25日	鈴木鉄男・村松功英		有	特になし	

IV 資産管理

平成 27 年3月31日現在

不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況					
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無	
基本財産	土地	秋田市太平山谷字中山谷227番地3	2163.00	142,940	平成17年5月10日	610,000	民間金融機関	平成37年	有
		秋田市太平山谷字中山谷227番地6	4652.00	142,940	平成17年5月10日	610,000	民間金融機関	平成37年	有
		秋田市太平山谷字中山谷227番地7	64.00	142,940	平成17年5月10日	610,000	民間金融機関	平成37年	有
		秋田市太平山谷字中山谷227番地5	184.00	142,940	平成17年5月10日	610,000	民間金融機関	平成37年	有
	建物	秋田市太平山谷字中山谷227番地2	9758.00	142,940	平成17年5月10日	610,000	民間金融機関	平成37年	有
		秋田市太平山谷字中山谷227番地8	56.00	142,940	平成17年5月10日	610,000	民間金融機関	平成37年	有
		秋田市太平山谷字中山谷227番地2	3493.52	699,950	平成17年5月10日	610,000	民間金融機関	平成37年	有
		秋田市広面字宮田32番地1	1499.3	344,080	平成26年7月31日	300,000	民間金融機関	平成48年	有
運用財産	土地								
	建物								
公益事業用財産	土地								
	建物								
収益事業用財産	土地								
	建物	秋田市広面字宮田32番地1	56.82		平成26年7月31日	300,000	民間金融機関	平成48年	

V その他

										平成	27	年4月1日現在			
情報公開	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果						
	インターネット	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない						
	広報誌														
	新聞														
	前々年度の財務諸表				前年度の財務諸表										
	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書 (事業活動収支計算書)	貸借対照表		資金収支計算書		事業活動計算書(事業活動収支計算書)							
インターネット	公表していない	公表していない	公表していない	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)						
広報誌	○	○	○	法人HP	10~12月	法人HP	10~12月	法人HP	10~12月						
新聞				公表予定あり	7~9月	公表予定あり	7~9月	公表予定あり	7~9月						
				公表予定なし		公表予定なし		公表予定なし							
外部監査	平成	26	年度	平成	25	年度	平成	24	年度	平成	23	年度	平成	22	年度
	費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		
	公認会計士	○	648	○	624	○	624	○	624	○	624	○	624		
	監査法人														
	税理士														
その他															
指摘事項															
第三者評価	受審施設・事業所名			平成	年度	平成	年度	平成	年度						
				費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)							
												平成	27	年3月31日現在	
準拠している会計基準	社会福祉法人新会計基準	社会福祉法人旧会計基準	経理規程準則	指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	訪問看護会計・経理準則	介護老人保健施設会計・経理準則	授産会計基準	就労会計基準	病院会計準則	企業会計基準	その他				
	○														

平成 26 年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額(千円)
(1)事業活動資金収支差額	44,252
①事業活動収入	567,494
・介護報酬等の公費(※)	466,401
・利用者負担金(※)	97,785
・その他収入	3,308
②事業活動支出	523,242
・人件費支出	336,230
・事業費支出	78,629
・利用者負担軽減額	98,548
・その他支出	9,835
(2)施設整備等資金収支差額	16,538
①施設整備等収入	431,400
・施設整備補助金等の公費	131,400
・その他収入	300,000
②施設整備等支出	414,862
(3)その他の活動資金収支差額	324
①その他の活動収入	324
②その他の活動支出	0
当期末資金収支差額	61,114
前期末支払資金残高	191,973
当期末支払資金残高	253,087

(※)医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1)サービス活動増減差額	6,484
①サービス活動収益	564,337
②サービス活動費用	557,853
減価償却費	55,512
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 13,568
その他サービス活動費用	515,909
(2)サービス活動外増減差額	▲ 6,677
①サービス活動外収益	3,158
②サービス活動外費用	9,835
(3)特別増減差額	324
①特別収益	131,724
②特別費用	131,400
当期活動増減差額	131
前期繰越活動増減差額	439,662
当期末繰越活動増減差額	439,793
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	0
その他の積立金積立額	0
次期繰越活動増減差額	439,793

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1)資産の部	1,325,836
①流動資産	272,688
②固定資産	1,053,148
(2)負債の部	633,783
①流動負債	74,183
②固定負債	559,600
(3)純資産の部	692,053
減価償却累計額	492,093

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額(千円)	積立計画の有無	積立目標額(千円)	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免	○	平成10年	—
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 ()			

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「—」を記載している。

児童福祉	
第一種	乳児院
	母子生活支援施設
	児童養護施設
	障害児入所施設
	情緒障害児短期治療施設
第二種	児童自立支援施設
	障害児通所支援事業
	障害児相談支援事業
	児童自立生活援助事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て短期支援事業
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業
	地域子育て支援拠点事業
	一時預かり事業
	小規模住居型児童養育事業
	助産施設
	保育所
	児童厚生施設
	児童家庭支援センター
	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
	母子家庭等日常生活支援事業
寡婦日常生活支援事業	
母子福祉施設	

老人福祉	
第一種	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
第二種	老人居宅介護等事業
	老人デイサービス事業
	老人短期入所事業
	小規模多機能型居宅介護事業
	認知症対応型老人共同生活援助事業
	複合型サービス福祉事業
	老人デイサービスセンター
	老人短期入所施設
	老人福祉センター
	老人介護支援センター

障害者福祉	
第一種	障害者支援施設
第二種	障害福祉サービス事業
	一般相談支援事業
	特定相談支援事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター
	福祉ホーム
	身体障害者生活訓練等事業
	手話通訳事業
	介助犬訓練事業
	聴導犬訓練事業
	身体障害者福祉センター
	補装具製作施設
	盲導犬訓練施設
	視聴覚障害者情報提供施設
	身体障害者の更生相談に応ずる事業
	知的障害者の更生相談に応ずる事業

その他		
第一種	救護施設	
	更正施設	
	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設	
	生計困難者に対して助葬を行う事業	
	婦人保護施設	
	授産施設	
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	
	第二種	生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
		生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
		生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業		
隣保事業		
福祉サービス利用援助事業		
他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業		
市町村社協		社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
		社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
		社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
	社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業	
都道府県社協	社会福祉法第109条第1項各号の事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの	
	社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修	
	社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言	
	市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整	
	福利サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施するために必要な事業	
	社会福祉を目的とする事業を経営する者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に関して請求の事務の代行等	
全社協	都道府県社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整	